

第49回法廷だより

2026年8月26日、控訴審第10回期日が札幌高裁で開かれました。

曇天の下
傍聴席は概ね満席であった

2026年8月26日午後2時30分より札幌高裁で、第10回口頭弁論期日が開かれました。

期日では、一審被告が以下の書面を提出しました。

1 使用済み核燃料の危険性に関し、健全な燃料被覆管による放射性物質の閉じ込めが必要で、崩壊熱の除去ができていれば健全性は維持されるという前提のもと、使用済み燃料ピットは冠水状態の維持、耐震性のいずれの観点からも十分な安全性が確保できており、規制委の継続的な確認も経ているため危険性はないと主張する準備書面(16)を提出しました。

2 人格権侵害の危険性に関し、本件発電所が安全性を欠き、放射性物質が外部に放出される事故が発生することで一審原告らの人格権が侵害される具体的危険があることが必要であるとしつつ、防潮堤の不存在故発電所の運転がされないため具体的危険がないことなどを



主張する準備書面(17)を提出しました。

3 これまでの一審被告の主張及び一審原告らの主張に対する反論の総ざらいとなる、最終準備書面の位置づけの準備書面(18)を提出しました。

一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、小野有五さんが行いました。

複数の研究者が2000年代から変動地形学的手法による分析から積丹沖に海底活断層が存在するとの指摘をしている中、1970年から25年間にわたって北海道の地形の研究・教育に従事してきた経験を踏まえつつ、地形発達史の知見からの調査結果に基づき、原発敷地内のF-1断層が活断層であることを論文で指摘してきたこと、右論文をうけて原子力規制委員会の審査において敷地内断層が活断層でないことを立証しなければならなくなったが、この点について北電の主張には大きな誤りがいくつもあることを指摘してきたことを主張しました。そのうえで、本裁判においては科学的な立ち入った検討を求めるのではなく、**①F-4断層**に関して断層露頭の調査をほとんど行っていないうえ、および右調査の漏れを糊塗するためにF-4断層とは全く異なる地点の掘削調査の結果をF-4断層と同じ地層であるとして主張しているがそれが誤りであること、**②敷地から10km離れた地点における火山性堆積物**に関し、客観的に存在が明らかであるにもかかわらず、当初存在す

るとしていた主張を覆し、存在を否定し続けていること、の二点をもって、再稼働に不都合なデータを恣意的に隠蔽した中部電力同様、許しがたい不正であり、これらの点を原点到に審理をし、再稼働を認めないとの判断をするよう訴えました。

次回期日に向けた準備等

裁判所から確認を求められた「防潮堤が存在しないこと」とその他の請求原因は選択的関係ということで問題ないか「防潮堤が存在しない状態のまま原発の運転を再開する」という一審被告の作為によって人格権侵害のおそれがあることを理由に差止めを請求するものという理解でよいのか」の二点に関して回答し、結審へと進むことになりました。

一審被告は、上記の一審原告の書面を踏まえ、必要な反論を行うこととなりました。

今後の予定等

次回期日は、令和8年10月16日(水)午後1時30分からで、特段の事情がなければ次回で結審となる見込みです。

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

次回期日は10月16日(金曜日)です。